



福島医発第 3289 号 (地)

平成 27 年 3 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

平成 27 年度介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の
負担限度額の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて

平成 27 年度介護報酬改定により、介護保険施設等の多床室の居住費に係る負担限度額については、光熱水費相当分の額の見直しを踏まえ、本年 4 月より、多床室の居住費に係る基準費用額が 320 円から 370 円に改定されます。それにあわせて、利用者負担第 2 段階および第 3 段階の方の負担限度額についても、320 円から 370 円に改定される予定となっております。

現在、利用者負担第 2 段階および第 3 段階の方に発行されている介護保険負担限度額認定証（以下、「認定証」）の多床室にかかる負担限度額欄には 320 円と記載されておりますが、今般、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局宛てに、本年 3 月 31 日以前に発行された負担限度額 320 円と記載された認定証については、本年 4 月 1 日以降、370 円に読み替えて対応して差し支えないとの事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(介 162)

平成 27 年 3 月 3 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



平成 27 年度介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額の見直し等にかかる
負担限度額認定証の取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成27年度介護報酬改定により、介護保険施設等の多床室の居住費に係る負担限度額については、光熱水費相当分の額の見直しを踏まえ、本年4月より、多床室の居住費に係る基準費用額が320円から370円に改定されることにあわせて、利用者負担第2段階および第3段階の方の負担限度額についても、320円から370円に改定される予定となっております。

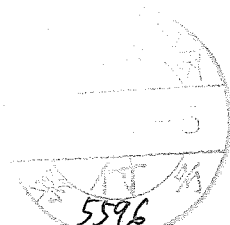
現在、利用者負担第2段階および第3段階の方に発行されている介護保険負担限度額認定証（以下、認定証）の多床室にかかる負担限度額欄には320円と記載されておりますが、今般、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局宛てに、本年3月31日以前に発行された負担限度額320円と記載された認定証については、本年4月1日以降、370円に読み替えて対応して差し支えない旨の事務連絡が発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」及び「平成 27 年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて」の送付について

(平 27. 2. 19 老介発 0219 第 1 号 厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)





老介発0219第1号
平成27年2月19日

公益社団法人日本医師会
常任理事 鈴木 邦彦 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課



「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政
支援の延長等について」及び「平成27年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等
の多床室の負担限度額の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて」
の送付について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施に御尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の事務連絡を平成27年2月18日付けで各都道府県宛て送付いたしましたので、その趣旨を御了知いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員に対する周知につきましてもご配慮賜りますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 27 年 2 月 18 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 27 年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額
の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、
厚く御礼申し上げます。

平成 27 年度の介護報酬改定により、介護保険施設等の多床室の負担限度額の
見直し等が行われる予定です。

これに関し、負担限度額認定証の取扱い及びご留意いただきたい点について、
以下のとおりといたしましたので、ご了知の上、管内市町村への周知等にご配
慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 介護報酬改定にかかる負担限度額認定証の取扱いについて

平成 27 年度介護報酬改定により、光熱水費相当分の額の見直しを踏まえ本年
4 月からの多床室の基準費用額が 320 円から 370 円に改定されることにあわせ
て、利用者負担第 2 段階及び第 3 段階の者の負担限度額についても、320 円から
370 円へ改定される予定である。（第 1 段階の者の負担限度額については 0 円に
据え置き）

現在、第 2 段階及び第 3 段階の者に発行している介護保険負担限度額認定証
（以下「認定証」という。）の多床室にかかる負担限度額欄には 320 円と記載さ
れているが、平成 27 年 3 月 31 日以前に発行した認定証については、必ずしも
同日までに再交付する必要はなく、発行済みの認定証に記載された改定前の多
床室の負担限度額（320 円）を、改定後の負担限度額（370 円）に読み替えて対
応して差し支えない。このことについて、施設等での利用者負担額受領時に混
乱が生じないよう、介護保険施設等及び利用者に対し、十分周知いただきたい。
なお、平成 27 年 4 月以降に発行する認定証については、改定後の負担限度額（370

円)を記載して発行する必要があるのでご留意いただきたい。

また、国保連合会での的確な審査支払のため、4月分のサービス利用にかかる受給者異動連絡票情報を改定後の負担限度額(320円⇒370円)に修正のうえ国保連合会へ送付することについて、各保険者に周知いただきたい。

2. 介護保険制度改正に伴う認定証の有効期間の取扱いについて

認定証の有効期間については、「平成26年7月以降における特定入所者介護(予防)サービス費の支給に係る負担限度額の認定証の有効期間について」(平成26年4月10日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)において、本来平成27年6月末日までの有効期間であるところ、平成27年7月末日までとして取り扱って差し支えない旨既にお示ししているところであるが、こうした有効期間の取扱いにかかる国保連合会への情報提供については、7月分のサービス利用にかかる受給者異動連絡票情報において、有効期間を7月末日として各保険者から国保連合会へ送付することが必要であるので、都道府県におかれては、各保険者において対応に遺漏なきよう各保険者に周知いただきたい。